

平成31年第2回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成31年3月27日 午前9時～午前9時20分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (10名)
高石袈治夫・窪内康夫・和田勇・長野直樹・和田正夫・
川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・伊藤正枝・澤田順一
4. 欠席委員 細川盛次・近藤卓士・西村美佐江・永野博隆
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 伊藤敏雄 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

報告

その他

7. 会議の次第

事務局 秦泉寺：おはようございます。只今から平成31年第2回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日欠席の委員は細川委員、近藤委員、西村委員、永野博隆委員です。それでは会長をお願いします。

会長：おはようございます。本来なら28日に総会を開催していますが、私が県の常設委員会への出席の関係で本日の開催になりました。平成31年第2回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。8番、川井委員、10番、伊藤弘康委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 秦泉寺：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は3件あります。1件目について説明します。3条の許可については町の許可になります。譲受人、
番地、
さん。譲渡人、
番地、
さん。土地は東石原字新十郎奈路、面積70平米他、小字小計で田が9筆で3、450平米、畑が1筆で250平米。字竹の川、
地目田、1、080平米。字川崎：
番地、
地目田、面積2、690平米。現況は田です。場所は、字新十郎奈路と川崎は穴郷口から入っていった所で、字竹の川はトンネルの下手になります。贈与による所有権移転です。今後も田として利用予定です。譲受人の耕作状況は本件が許可されると7、469.56平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：担当の農業委員さんより補足説明がありますか。

伊藤正枝委員：特にありませんが、道も直したり整備もしているようです。

事務局 秦泉寺：筆数よりは田の現況の枚数は少ないです。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：ありません。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。2件目について説明してください。

事務局 秦泉寺：2件目について説明します。譲受人、
番地、
さん。譲渡人、
番地、
さん。土地は地藏寺字樽ヶ谷
、面積105平米他、8筆で2,004平米。地目現況とも田です。場所は、
さんの畜舎の近くになります。売買による所有権移転で、売買価格は20万円です。10アールあたりの価格に換算すると9万9,800円です。今後も田として利用予定です。譲受人の耕作状況は本件が許可されると10,004平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：担当の川井農業委員さんより補足説明がありますか。

川井委員：別にありませんが、ここは譲受人のお父さんが今までもあたっていた所で、息子さんが買うそうです。

会長：価格はこんなもんですか。

川井委員：こぜらばかりなのでそんなものでしょう。

事務局 秦泉寺：1筆、
は1,197平米ありますが、現況は3枚です。

川井委員：将来的には柚子を植えたいそうです。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：ありません。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。3件目について説明してください。

事務局 秦泉寺：3件目について説明します。譲受人、
番地、
さん。譲渡人、
番地、
さん。親子です。土地は相川字ノボリタテ
、小字小計7筆で2,386平米。地目は田、畑、雑種地で現況は田と畑です。字本渡瀬
番、地目現況とも田、591平米。字鳥首
番他、小字小計4筆で4,460平米、地目現況とも田と畑。字テバコ
番、地目現況とも畑、368平米。字中尾
他、小字小計3筆で536平米。地目は田と畑、現況は畑です。場所は、駒野から川向の中尾になります。贈与による所有権移転です。今後も田畑として利用予定です。譲受人の耕作状況は本件が許可されると8,341平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：担当の農業委員さんより補足説明がありますか。

川井委員：親子ではなくて孫になると思います。高知から通ってきて作って、忙しい時は泊まっているようです。

会長：牛も飼っているのですか。

川井委員：昔は飼っていましたが今は飼っていません。

会長：質疑ありませんか。

他委員：ありません。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。続いて第2号議案について説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：第2号議案農地法第5条による許可申請について今回は1件あります。1月の総会

で審議いただいた東石原集会所への転用の案件ですが、1月の申請時点では土地は使用貸借でしたが、その後の話し合いで土地は売買するようになりましたので、1月の分を取り下げ、再度審議をお願いします。本件は平成30年8月に農業振興地域からの除外申請があった分で除外手続きが終了したものです。転用の申請については、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。譲受人は、
さん。譲渡人は、

番地、
さん。土地は東石原宇川ノ本
番、地目現況とも田、841平米。場所は東石原の国道沿いお堂を上がった所です。国道439号線の改良工事に伴い東石原の集会所の移転が必要となり、移転するものです。進入路は道に接続しております。集会所は109.75㎡の木造平屋建てで、申請地の東側は駐車場として使用します。合併浄化槽を設置し、東側の谷に排水し、大雨時の雨水は申請地中央に側溝を設け、東側の側溝に排水します。改良に伴う立ち退きで、補償費があり、それを町が受け込み地区に補助金として支出し、地元地区が整備するものです。今回、東石原地区で地縁団体の認定を受けましたので、地区のものとして土地の登記が可能となります。所有権は地縁団体である地区が取得しますので、地区長の交替により契約の変更は不要です。隣接農地はなく、立地基準、一般基準、書類、現地確認等の結果、許可できる案件であると判断致します。以上です。

会長：事務局の説明が終わりました。これは前回、私がクレームを付けた分ですが、担当の伊藤正枝委員から補足説明がありますか。

伊藤正枝委員：ありません。事務局の説明のとおりです。

会長：質疑はありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法5条について許可することについて異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可が妥当であると県に進達します。以上で議案審議を終わります。次に報告を事務局からお願いします。

事務局 秦泉寺：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出の日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出し、その後、直近の農業委員会に報告することになっています。今回2件の届出があり、受理通知はすでに出していますが、本件はその報告です。1件目は届出人、
番地、
さん。土地は相川字鼠木ヤブ、122平米他地蔵寺分も含め18筆の計19筆で8,843平米。地目は田、畑です。

続いて2件目について報告します。届出人、
番地
さん。土地は相川字研石谷
1,150平米他地蔵寺分も含め計6筆で4,008米。地目は田、畑です。いずれも権利取得日は平成24年1月5日です。3件目について報告します。届出人、
、
さん。土地は大淵字西
、359平米他、小字小計7筆で8,471平米。字東
、696平米。地目は畑です。権利取得日は平成30年6月17日です。3件とも農業委員会によるあっせんの希望はありません。以上です。

会長：事務局から報告がありました。これは3条でも相続です。その他について事務局からお願いします。

事務局 秦泉寺：平成30年度の活動実績の提出を4月26日までをお願いします。追加で、人・農地プランをお配りしています。今年度変更のあった地区の分です。1枚目の森地区の分は
さんのところに息子さんが帰ってこられたので構成員数を1名増としています。2枚目の粉川地区については
さんがお父さんの
さんから変更になっています。一番下の川井和彦さんは新たに認定農業者となりましたので追加しております。以上です。

会長：他にありますか。

事務局 秦泉寺：ありません。

会長：私は今月で農業委員を卒業になります。ここ3年、強引な進行をしたり、不十分な審議であったり委員の皆様には迷惑をかけました。去年の6月から県の農業会議の常設審議委員となってきました。伊勢川の太陽光の下でカボチャを植えて、農地を残したうえで発電をする件ですが、ここで通しましたが、あれがずっと気がかりでした。常設審議会でも太陽光発電の下での営農での案件で県内各地から問題点が出てきています。今後、農業委員の皆さんもこういった案件の場合は他の事例もかんがみて慎重に審議検討をしていただきたいと思います。今日の常設審議会に出てきているのは、営農型発電設備の下部における農作物の状況における所見についてです。これは南国市で太陽光発電の下で榊の栽培です。これについて南国市の農業委員会を通していたのですが、苗木の生育が悪いと。榊は半日陰でストレスが少ないが、カイガラムシの被害を受けているということで、耕作者の管理不足もあるが作物の選定において、いかななものかと審議を受けます。この前も西の方で太陽光発電の下でカボチャやショウガを作ったが目標の収量の3割だったとか。どこもプランを達成できておりません。果たして太陽光発電の下で農地を残してやる方法がいいのかどうか問題が出てきております。土佐町でもこのような案件が出てきた場合は慎重審議をお願いしたいと思います。この件については県下の農業委員会も頭を悩ませているのが現状です。山田の方でも出てきていますが非常に心配です。首長も心配しているようです。もうひとつは、農業委員の報酬の件ですが、国の方も報酬を上げるようにとっておりますし、土佐町の報酬は県下でも低いです。報酬も上げて、それに応じて仕事も増えますが、検討してもらいたいです。この3年間、どうもありがとうございました。職務代理の窪内委員からも一言お願いします。

窪内委員：川井さんから職務代理は引き継いで、また長い間委員をさせてもらいましたが4月からは新しい委員方も出てこられますのでよろしくお願いします。長い間ありがとうございました。

事務局長：それから今回人事異動で書記の秦泉寺が出島に代わります。

事務局 秦泉寺：ありがとうございました。

事務局長：事務局長は引き続き私です。

会長：それでは以上で第2回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会会長

高石 装治 夫

議事録署名委員

伊藤 弘 康

議事録署名委員

川 井 高 廣